

新型コロナウイルス感染症に係る町主催のイベント・行事の 開催基準及び施設運営の判断基準

令和4年6月1日
玉 城 町

1 基本的な考え方

「三重県指針 ver. 15」の一部改訂に伴い、町主催のイベント・行事の開催基準及び施設運営の判断基準を下記のとおり取り扱うこととする。

- ・不特定の方が集まるイベントは、入場時の連絡先把握や、接触確認アプリ（COCOA）または、「安心みえるLINE」を活用した参加者の把握を行うものとします。
- ・県外での開催については、当該都道府県の感染状況や、イベント開催及び移動に関する方針等に留意し、検討するものとする。

【人数上限、収容率等】

- (1) 屋内では【大声での歓声・声援等が無いものについては収容率100%以内】、【大声での歓声・声援等が想定されるものについては50%以内】とする。
また、屋外では人と人との距離を十分確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とし、入退場時や区域内の行動管理が適切に行える場合は開催可能とします。
- (2) 町が共催又は後援するイベント等についても、主催者等に同様の対応をお願いする。

【開催時の感染防止対策】

- ・開催時の感染防止対策は、【『三重県指針』ver. 15【別冊】イベントの開催基準等】に準ずるものとする。

【施設運営の判断基準】

- (1) 町所有の一般利用施設は通常どおり開放する。ただし、県外から人を呼び込む施設（町民が使用するための施設も含む）は啓発を強化するとともに、感染症防止対策の徹底を図り運営できるものとする。

2 留意事項

- ・本判断基準の適用は、令和4年6月1日から当面の間までとしますが、新型コロナウイルス感染症を巡る状況に変化があった場合には、適宜見直すこととします。
- ・開催前の対策や開催時の対策等、本判断基準に記載のないものについては、【『三重県指針』ver. 15【別冊】イベントの開催基準等】、【新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント開催基準】に準ずるものとする。